相模原市立総合体育館等に係る質問に対する回答

No.	書類名	ページ数	項目	質問内容	回答
1	募集要項	5	III.2.(1).ケ 両総合体育館の指定管理者の業務	各施設の指定管理者の業務に「管理上必要と認められる業務で、教育委員会が別に定めるもの。」とありますが、想定しているものがあればご教示ください。	現時点で想定しているものは、募集要項や配布資料に示すとおりです。
		5	III.2.(2).キ スポーツ広場の指定管理者の業務		
		6	III.2.(3).ク 市体育館の指定管理者の業務		
2	募集要項	14	V.7 申請団体による提案説明会の開催	提案説明会の一応募者あたりの配分時間、参加可能人数、使用機材はどのようになるのでしょうか。	指定の申請をいただいた団体に改めてお知らせします。
3	募集要項	18～19	VII.2.(3).ア 「イ　施設等の維持管理の計画・内容」について	ア「イ施設等の維持管理の計画・内容」について、「修繕計画等」と記載がありますが、当該施設は設備も含め全体的な老朽化が激しく、修繕の経費が大きく嵩むことが想定されます。市が求める修繕計画はリスク分担の範囲において想定されるものに限られるのか、改修等も含めた修繕計画の立案を求めているのか、いずれでしょうか。 また、併せて今回の指定管理期間中に市で実施を予定している修繕や設備の更新など（規模を問わず）の計画があれば、施設毎に内容と時期をご教示ください。	各社の保有する実績やノウハウによる提案の範疇となりますが、「改修等を含めた修繕計画」の立案が可能な場合は提案願います。なお、提案いただいた修繕計画に基づく、実施まで負担を求めているものではありません。 また、市で予定している計画は、現時点はありません。
4	募集要項	19～21	VII.2.(3).ウ～エ	市民サービスの一つとして、参加料を徴するが利益を求めない事業を実施する場合、ウ「エ市民サービスの確保及び向上」には参加料を徴しない事業を記載し、エ「オ団体独自の発想に基づく提案」には参加料を徴する事業を記載となっているため、後者に記載しようかと考えています。 しかし、事業収支がマイナスとなるものは「指定管理料や利用料金では相殺できない」となっていますが、この場合、どちらに記載したらいいのでしょうか。または、このような事業の提案及び実施は認められないのでしょうか。	記載箇所については、ご質問のとおりとなります。 自主事業は原則として指定管理者が自らの費用で実施する業務であることから、自主事業の赤字により施設運営に支障をきたすことの無いよう、自主事業以外の指定管理業務における収入を原資とする事業計画を認めない旨を記載しているものです。 決算において相殺を行った場合には、当該事業が指定管理者の本来業務の実施を妨げない範囲で行われているかなどについて、毎年度のモニタリングにおいて評価することとなります。 なお、個別事業が赤字となる場合についても、自主事業全体で黒字（又は収支が均衡）であれば、会計に収入・支出ともに計上していただいて構いません。 自主事業については、民間事業者の皆さまのノウハウを活用することにより施設を活性化させる狙いを持って導入しておりますので、積極的な御提案をお願いいたします。
5	募集要項	23	VII.3.(2).ア.(ア) 指定管理料	修繕料の実績が、相模原市が指定した予算を超過した場合、その後の必要な修繕は相模原市で対応していただくことになるのでしょうか。また、該当する修繕の未実施に起因する障害等のリスクは原則どちらの負担となるのでしょうか。	修繕の実施については、別添資料「リスク分担表」において、「収支予算書を超える部分については、市と協議する。」こととしており、これに関連する事案のリスク分担についても、市と指定管理者の協議となります。

相模原市立総合体育館等に係る質問に対する回答

No.	書類名	ページ数	項目	質問内容	回答
6	募集要項	26	Ⅶ.3.(2).イ.(ア).c 修繕費（精算対象経費）	募集要項には、指定管理者は130万以下の修繕を行うものとなっています。一方、リスク分担の表内　施設・設備の損傷リスクＮｏ16及びＮｏ17に（250万円を超える）及び（250万円以下）と記載がありますが、それぞれ（130万円を超える）及び（130万円以下）が正しい表記と理解してよろしいでしょうか。	本件に関するリスク分担の表における金額については、ご質問のとおり「130万円」となります。正誤表にも記載させていただきます。
	資料24	2	施設・設備の損傷リスク16・17		
7	募集要項	29	Ⅶ.12.(1)「事業計画書」及び「収支予算書」の作成について	「事業計画書」について５年間分を作成することとなっていますが、実施事業、維持管理業務など、具体的に５年分記載する項目をご教示ください。	事業計画書については、各年度の提案内容が同じであっても、異なる内容であっても良いこととしております。実施事業や隔年で発生する点検業務など、必要に応じて年度ごとの記載としてください。
8	募集要項	34	Ⅷ.12.(3) 労働報酬下限額	相模原市が施行する相模原市公契約条例に定められている労働報酬下限額の改定、及び契約の予定価格の改定について、指定管理者が平成35年度までの変動を見込むことは困難です。また、当施設を維持管理する上で不可欠な清掃、警備などの個々の具体的業務において与える影響が大きい関係法令の変更と異なり、このことによる費用負担を指定管理者が負うリスクは大きいものと考えます。 指定管理者が負うリスクであれば、影響の大きさを検討するために、労働報酬下限額の変動見込みをご提示ください。	労働報酬下限額につきましては、神奈川県の最低賃金額その他の事情を勘案し、相模原市労働報酬等審議会の意見を聴いた上で定めており、平成31年4月以降の労働報酬下限額については現時点で決定しておりません。 なお、指定管理料上限額に含まれる人件費につきましては、近年の神奈川県最低賃金の上昇率と同程度の上昇率を見込んだ上で積算を行っており、指定管理者が負うリスクとなります。
9	募集要項	38	Ⅷ.28 相模原市総合情報システム（Ｓネット）について	平成３２年１月以降に導入予定のさがみはらネットワークシステムについて、現在運用中の同システムと異なる施設の導入があれば教えてください。	平成３２年１月以降に導入予定のさがみはらネットワークシステムに係る仕様については、未定です。
10	資料6-1	7	4.(2).イ 特殊建築物法定点検	特殊建築物検査について、平成２０年国土交通省告示第２８２号に、竣工または外壁改修から１０年経過しているものについては、全面打診調査を行う必要があるとなっています。この外壁全面診断は指定管理者が実施する必要がありますか。また、実施する場合、その費用は１千万円を超えることが想定されますが、指定管理料に見込まれていますか。	質問にある「全面打診調査」は、本募集要項の仕様に含まれておりませんが、提案を排除するものではありません。
11	資料6-1	10	5.(3) その他スポーツ広場の鍵の貸出等	総合体育館事務室において、下溝小山公園スポーツ広場の鍵の貸出、及び夜間照明設備点灯用のコインの受渡・管理を行うこととなっていますが、複数施設でコインの受渡や管理を行う場合の手順等についてご提示ください。 また、利用対象者から見た市民の利便性、鍵の管理実績等から、相模原麻溝公園競技場での管理が望ましいと思料致しますが、相模原麻溝公園競技場で取り扱わない理由等をご教示願います。	具体的な手順は、協議することとしますが、記載している内容は、「相模原麻溝公園スポーツ広場」、「相模原麻溝公園グラウンド」、「新磯野スポーツ広場」における鍵の貸出し及び夜間照明設備点灯用のコイン（下溝古山公園スポーツ広場、深堀中央公園スポーツ広場）の受渡し等の実施となります。 また、現状、相模原麻溝公園競技場でも、「相模原麻溝公園スポーツ広場」、「相模原麻溝公園グラウンド」の鍵の貸出しを行っております。

相模原市立総合体育館等に係る質問に対する回答

No.	書類名	ページ数	項目	質問内容	回答
12	資料9	1	1　法定点検	表内、自家用発電機の法定点検頻度が１回／１月となっていますが、自家用発電機の法令点検は、１回／１年ではありませんでしょうか。	表の「１回／１月」とは、電気事業法に基づく点検の目安として付したものであり、個々の点検について、最新の法令等に沿って実施してください。
13	募集要項	27	Ⅶ.5 定款その他団体の目的、組織、業務の執行等を示す書類	提出書類「５ 定款その他団体の目的、組織、業務の執行等を示す書類」については、原本証明が必要でしょうか。	原本証明は不要です。
14	募集要項	28	Ⅶ.11.(7) 申請年度の直前の事業年度の地方税の納税証明書又は納税義務がない旨を証明する書類	提出書類「１１－（７）申請年度の直前の事業年度の地方税の納税証明書又は納税義務がない旨を証明する書類」については、本店所在地のものと考えてよろしいでしょうか。	提出する地方税の納税証明書等については、本店所在地の自治体に対する地方税、特別徴収税等の納税（納入）分のみで構いません。
15	資料6-1	2～7	3　施設運営に関する業務について (3)，(5)，(7)	指定管理者が、設置しているトレーニング機器やAED、券売機などは、管理者が変更になった場合すべて入れ替えになるのか	現指定管理者が設置している機器等については、市が所有権等を有しておりませんので、提案に含めてください。
16	資料6-1	6～7	3.(6) スポーツ振興事業の実施	スポーツ振興事業を立案し提案とあるが、その留意点に「市の承認を得ること」とあるが申請段階で市の承認を得る必要があるのか	申請段階において市の承認は必要ありません。
17	資料18	1～2	収支の概要	収支について、市体育館は、H28、H29　とも約200万円の赤字。北総合は、H28　約150万円の黒字、H29　約70万円の黒字。 一方総合体育館は、H28　約300万円　H29　約700万円の黒字ととても格差がある。 その要因に指定管理者料金が大きいと思われるが、各施設のバランスはどう考慮されているのか	資料18については、現在の指定管理者における収支の概要であり、市から支出する指定管理料は、「相模原市立総合体育館」「相模原市立北総合体育館」「相模原北公園スポーツ広場」「相模原市体育館」の４つの施設にかかる費用を一括でまとめて支出しますので、各施設への配分等については、指定管理者が実施することとなります。
18	記載なし	－	－	現在従事されている従業員の方々は、指定管理者が変わるたびに総入れ替えをしているのか （今まで管理者の変更がなければ、今後そのようなときは、総入れ替えなのか）	指定管理者において雇用しておりますので、原則としては、質問のとおりとなります。（今まで指定管理者の変更がないため、総入れ替えしたことはありません。）